

基本方針VI 環境配慮行動の実践

【環境の現況】

今日顕在する地球温暖化、天然資源の枯渇、野生生物の生息・生育環境の悪化などの環境問題の原因は、日常生活や事業活動から生ずる環境負荷が蓄積し、環境の容量を超えてしまったためと考えられています。

これらの環境問題を解決するためには、地球規模で取り組むことが重要ですが、地域において、市民一人一人が環境問題に対する理解を深め、日常生活や事業活動において、環境に配慮して行動することが必要です。

特に環境教育の重要性が指摘されていますが、平成23年には「環境教育等による環境保全の取り組みの促進に関する法律」が制定され、平成26年にはこの法律に基づく「北海道環境教育等行動計画」が策定されています。

本市においても、市民・事業者・市民団体などの各主体が、環境問題を理解し、環境に配慮された行動をとることができるよう、学校における環境教育や、各種の学習会の開催などの環境教育に資する取り組みを進めるとともに、環境配慮行動への支援の取り組みや、事業者としての率先実行の取り組みを進めています。

【施策の推進状況】

1 環境教育・環境学習の推進

(1) 小中学校における環境教育・環境学習

市内の小中学校では、よりよい環境づくりや環境の保全に配慮した望ましい行動ができる態度・能力を育むことを目指し、体験型のプログラムなどの環境教育・環境学習に取り組んでいます。

① 釧路市学校版環境ISO

従前より各学校で行われている環境に対する取り組みの中にISOの「計画」「実施」「点検」「見直し」のサイクルを取り入れ、子どもたちの環境意識の向上を目指しています。各学校では子ども達が主体となっごみの分別・減量、校内外の清掃、花壇の整備などの取り組みを設定して環境ISOを実践しています。

② 社会科教育資料「きれいなくらし」の作成

家庭や学校などの身近な生活の中から、ごみを減らすことや資源を大切にすることなどを学んでもらうため、小学4年生を対象に社会科の教育資料「きれいなくらし」を作成し、市内全ての小学校4年生に配付しています。

③ 校区・公園等の清掃

児童・生徒が、校舎周辺、校区内の公園・海岸のごみ拾い等を通じて、環境保全・美化に取り組んでいます。このほか、花壇の整備を実施している学校もあります。

④ リサイクル活動

児童・生徒が、自ら給食の牛乳紙パックを開いて、水洗いし、乾燥させてから回収しています。このほか、プルタブやペットボトルキャップ、古紙などのリサイクル活動にも取り組んでいます。

⑤ 自然体験学習

各小中学校において、宿泊研修や遠足などの行事において、春採湖や武佐の森、阿寒湖などの地域の良好な自然とのふれあい体験を取り入れています。

⑥ グリーン購入の推進

本市では、子どもから家庭、そして地域へとグリーン購入の実践が広がることを目標に、小学校の空き教室やオープンスペースを活用して、エコ文具やリサイクル製品、パネルの展示を行っています。平成27年度は、3校で各校1週間程度実施しました。

(2) こどもエコクラブ活動の推進

こどもエコクラブとは、幼児から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブです。平成7年度に環境省事業として始まり、平成23年度より財団法人日本環境協会が運営しています。本市は、こどもエコクラブ地方事務局として、子どもたちの活動を支援しています。

平成27年度は、地方事務局内で9人（1クラブ）の子どもたちが、こどもエコクラブとして登録し、活動しました。

(3) 環境関連イベントへの出展

本市では、市民団体が開催する環境に関するイベントへ出展しています。

平成27年度の出展状況は以下のとおりです。

表3-6-1 環境関連イベントへの出展状況

名称	主催者	出展内容	担当課
くしろエコ・フェア2015	くしろエコ・フェア 実行委員会	・パネル展示 ・環境家計簿、リーフレットの配布 ・水質の確認実験、 エネルギーの実験	環境保全課
第44回くしろ消費者まつり	釧路消費者協会	・パネル展示 ・環境家計簿、リーフレットの配布 ・子ども対象のクイズ	環境保全課

(4) 環境学習への支援

① 出前講座

本市では、釧路市生涯学習まちづくり出前講座（申込先：市教委生涯学習課）を実施しています。環境に関する講座も実施しており、講師として担当課の職員を派遣しています。

表3-6-2 環境に関する講座の登録状況

講座	講座の内容	担当課
釧路川と水道水	釧路川の水が水道水になるまで、水の安全性などについてお話します。同時に、水道水をよりおいしく飲むアドバイスなどもします。	水質管理課
かんきょうの話	私たちを取り巻く環境を将来に伝えていくために、自然、水、空気などの「かんきょう」についてお話します。	環境保全課
身近でできる地球温暖化対策	環境家計簿を利用し、温暖化の原因や影響、家庭でできる温暖化対策についてお話します。	

ごみ減量とリサイクル	「ごみ減量とリサイクル」をテーマに、ごみや資源物などの分別、リサイクル方法などについてお話しします。	環境事業課
野外活動を学ぶ	野外で行う地域活動や学級レクなどのプログラム・メニュー作成についてお話しします。	教育支援課
動物たちが危ない！—絶滅するかもしれない動物たちのお話—	野生動物・絶滅のおそれがある動物を守るために、私たちができることについてお話しします。	動物園

② 資料の整備

市立釧路図書館や各コミュニティセンターでは、市民の自主的な環境学習を支援するため、環境関連資料の整備を進めています。特に図書館では、特設コーナーを設置し、一定期間、環境関連資料を展示しています。また、小学校4年生向けのごみ問題に関する社会科副読本「きれいなくらし」、市内の自然観察地の見どころなどを紹介した「くしろ自然ウォッチングガイド」などをはじめとした資料等を作成しています。

(5) 環境学習会、自然観察会などの開催

本市では、市民の環境教育・環境学習に資するため、環境学習会、自然観察会などの普及啓発事業を開催しています。平成27年度は以下のとおりです。

表3-6-3 環境学習会などの開催状況

名称	会場	回数	参加者	担当課
環境月間パネル展	コアかがやき、阿寒町公民館、音別町コミュニティセンター	3	-	環境保全課
地球温暖化防止パネル展	コア大空、コア鳥取、釧路市役所防災庁舎	3	-	
エコドライブ講習会	釧路スバル自動車株式会社	1	8	
エコ教室	釧路市立東雲小学校 釧路市立桜が丘小学校 釧路市立清明小学校 釧路市立興津小学校 釧路市立共栄小学校	5	206	
春採湖なんでもパネル展	釧路市役所防災庁舎、コア鳥取、コア大空、コアかがやき	4	-	
春採湖ウチダザリガニ捕獲事業市民参加行事「春採湖のウチダザリガニ2015」	春採湖	1	29	
冬の温根内木道でスノーシューハイク	温根内ビジターセンター	1	6	
こどもレンジャー活動	鶴居村温根内、釧路市立博物館（春採湖畔）、標茶町塘路	3	28	
みんなで調べる復元河川の環境2015	標茶町茅沼	2	57	
ごみ処理施設見学会	ごみ処理施設	9	351	
生ごみ減量講習会	コア鳥取、柳町スケートセンター、まなぼっと	3	47	環境事業課

ごみ減量とリサイクル（出前講座）	新富士生活館	1	20	
げんきの森	音別町ふれあいの森	2	31	農林課
街のみどりパネル展	市役所ロビー、阿寒町公民館、音別町コミュニティセンター	3	79	公園緑地課
下水処理場見学会	処理施設	17	733	下水道施設課
春採湖畔探鳥会	春採湖畔	7	184	博物館
初夏の探鳥会	釧路町森林公園	1	36	
夏休み昆虫観察会in動物園	釧路市動物園	1	25	
春採湖畔草花ウォッチング	春採湖畔	4	119	
しらべてみよう春採湖の昆虫	春採湖畔	3	40	
ハーバリウム霧多布	浜中町	9	19	
釧路湿原スゲ観察会	鶴居村温根内	1	23	
霧多布湿原観察会	霧多布湿原	1	29	
オンネトージオツアー	足寄町オンネトー	1	39	
春採湖畔冬のいきもの観察会	春採湖畔	1	15	
企画展「湿原のサファイアよ」	博物館	1	4,342	
企画展「環境DNAでイトウをさがせ！/北海道大学の学問の系譜」	博物館	1	642	
企画展「ハーバリウム霧多布」	博物館	1	4,522	
サマースクール	動物園	2	38	
北海道ゾーンガイド	動物園	11	10	
北海道ゾーンスポットガイド	動物園	84	923	
マリモ生息地観察会	阿寒湖	3	127	阿寒生涯学習課
北海道環境の村 エコサロンin釧路	釧路市交流プラザさいわい	1	8	北海道 (環境生活部環境局環境推進課)

(6) 施設の充実

釧路市立博物館や釧路市動物園においては、自然環境に関連した展示を設け、市民の環境保全に関する意識の向上に役立てています。また、春採公園内に設置されている春採湖ネイチャーセンター、阿寒町の「阿寒湖畔エコミュージアムセンター」や音別町の体験学習センター「こころみ」等さまざまな施設で、展示会学習会並びに観察会等を通して、環境教育・環境学習の推進・普及を行っています。（表3-6-3参照）

2 環境配慮行動の促進

(1) 環境に関する情報の提供

① 釧路市環境白書の発行

本市の環境の現況や施策の実施状況等を明らかにするため、釧路市環境白書を年1回発行しています。

② 環境ニュースの作成・発行

ごみの減量化・再資源化や、家庭での二酸化炭素の排出削減などについての市民啓発を図るため、啓発用チラシを年2回作成・配布しています。

③ インターネットの活用

本市のホームページにおいて、自然環境、地球温暖化の防止や廃棄物などの環境に関する情報を提供しています。

(2) 市民や事業者による環境配慮行動への支援

① 住宅用太陽光発電システム設置費補助金

本市では、住宅用太陽光発電システムの設置促進を目的とした補助制度を実施しています。平成27年度の補助金額は、1kWあたり3万円（上限9万円）です。（23ページ参照）

② e c oライフ促進支援補助金

本市では、平成27年度より住宅用省エネ・再エネ設備の設置促進を目的とした補助制度を実施しています。補助対象設備は潜熱回収型ガス給湯暖房機、CO₂冷媒ヒートポンプ給湯機、ガスコジェネレーションシステム、木質ペレットストーブです。（24ページ参照）

③ 合併処理浄化槽設置費補助金

本市では、公共下水道の計画区域以外に居住する方を対象に、合併処理浄化槽設置費補助制度を実施しています。補助金額は、設置する合併処理浄化槽の人槽（大きさ）によって定めており、平成27年度は5人槽が70万円、7・10人槽が90万円です。また、設置に際して、単独処理浄化槽を撤去する場合は、9万円を加算しています。（59ページ参照）

④ 合併処理浄化槽維持管理費補助金

本市では、公共下水道の計画区域以外に居住する方を対象に、合併処理浄化槽の適正な維持管理を目的とした補助制度を実施しています。平成27年度の補助金額は、法定検査費相当額の8千円です。（60ページ参照）

⑤ 釧路市企業立地促進条例

本市では、一定の要件を満たすリサイクル産業施設や緑地の整備に際して、課税免除や補助金の交付を行っています。（39ページ参照）

⑥ がんばる企業応援資金

中小企業者または協同組合等が、エネルギーや環境保全に資する設備または新エネルギー対応設備の導入に際して、低金利・3年間無利子の融資斡旋を行っており、市商業労政課が窓口となっています。

表3-6-4 がんばる企業応援資金のあらまし

種別	融資限度額	融資期間	利率
設備資金	5,000万円 (協同組合は1億円)	15年以内 (うち据置期間は1年以内)	3年間無利子 4年目以降1.3% (平成28年4月1日現在)

(3) 環境影響評価の推進

環境影響評価は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら調査、予測、評価を行い、環境の保全について適正に配慮を進めていく制度です。国では「環境影響評価法」、北海道では「北海道環境影響評価条例」が定められています。

また、河川法に基づく占用や砂利採取法に基づく砂利採取、大規模小売店舗立地法に基づく

店舗面積1,000㎡を超える小売店舗の出店など、各種法令等においても、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行う者が、自然環境や生活環境の保全のため適正な配慮に努める仕組みが整備されてきています。平成27年度は表3-6-5のとおりです。

なお、釧路市興津地区における石炭火力発電所建設計画に伴い、事業主体により北海道環境影響評価条例に基づく諸手続が開始され、平成27年度には、方法書の縦覧とともに住民説明会が実施されました。現在、大気汚染物質等の現況調査が行われているところです。

表3-6-5 各種法令等に基づく評価実施件数

河川法	砂利採取法	採石法	鉱業法	大規模小売店舗立地法
13件	25件	0件	1件	1件

(4) 本市の率先実行

① グリーン購入の推進

本市では、物品や車両・サービスの購入にあたって、環境に配慮した商品（製造・流通・廃棄の段階で環境負荷の少ない商品）を選択する「グリーン購入」に積極的に取り組んでいます。平成27年度の調達品目と調達率は以下のとおりです。

表3-6-6 調達品目と調達率

	主な重点調達品目	調達目標	調達率	主な判断基準
紙類	コピー用紙	100%	99.8%	古紙配合率が可能な限り高いもの
	トイレットペーパー			古紙配合率100%
文具類	シャープペンシル、ボールペン、鉛筆、消しゴム、定規、バインダー、はさみ、クリアファイル、マグネット、ノート、インデックス	100%	99.9%	金属を除く主要材料について ・プラスチックの場合、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上 ・木質の場合、間伐材や端材等の再生資源 ・紙の場合、古紙配合率50%以上
オフィス家具等	椅子、机、会議用テーブル	100%	100%	大部分の材料について ・金属類の場合、単一素材分解可能率が85%以上。 ・プラスチックの場合、再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上 ・木質と紙の場合、「文具類」と同様
照明	蛍光管	100%	95.4%	エネルギー消費効率が基準を下回らないもの
自動車購入・リース	低公害車	100%	100%	電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、水素自動車、クリーンディーゼル自動車
消火器	消火器	100%	100%	消火薬剤について、再生材料が重量比40%以上
制服作業服	作業服	100%	89.1%	再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、製品全体重量比10%以上
作業手袋	作業手袋	100%	100%	再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、製品全体重量比50%以上

② 環境マネジメントシステムの推進

本市では、市の事務事業に伴う環境負荷を低減するとともに、環境にとって有益な取り組みを確実にかつ効率的に推進していくため、平成13年度から平成18年度までISO14001規格に基づく環境マネジメントシステムを運用しました。これらの取り組みの趣旨と成果を引き継ぎ、平成19年度から平成24年度までは、オフィス活動を中心とした本市独自の環境マネジメントシステムである「釧路市エコオフィス活動」を運用しました。

その一方で、平成15年度から、温室効果ガスの削減を目的として「釧路市地球温暖化防止実行計画」の活動も行っています。

両制度は取組項目の一部が重複していたため、平成25年度からは、それらを統合した第3期釧路市地球温暖化防止実行計画を運用しています。この計画では、平成29年度の温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量を平成23年度（基準年度）と比べて4.7%削減することを目標としています。（27ページ参照）

表3-6-7 釧路市地球温暖化防止実行計画に基づく主な取り組み結果（平成27年度）

取組項目	測定値	目標値	測定値/目標値
印刷・コピー用紙（A4換算）	10,008,064 枚	10,894,418 枚	91.9%
可燃ごみ・不燃ごみ	56,037.4 kg	61,581.4 kg	91.0%

取組項目	達成者数	対象者数	達成者数/対象者数
ノーマイカーデー	1,069 人	1,140 人	93.8%

※ ノーマイカーデーについては、目標値の設定、測定方法がその他の取り組み項目と異なる。

③ 釧路市役所環境配慮指針

本市の事務事業における省資源・省エネルギー、リサイクル製品の利用拡大、ごみの減量などを推進するため、「釧路市役所環境配慮指針」に基づき、環境配慮行動の率先実行やポスター掲示による啓発などに努めています。平成27年度は、2ヶ月に1回啓発ポスターを作成、各課に配布しました。

④ 釧路市職員の社会・環境等活動（CSR）推進指針

本市では、「釧路市職員の社会・環境等活動（CSR）推進指針」に基づき、職員の公的活動及び私的活動において社会活動への積極的な関与や環境への配慮について取組んでいます。

⑤ 公共事業における環境配慮

本市では、公共事業によって発生する建設資材廃棄物の再使用や再生利用を、供給のバランスや技術的な支障としない範囲で行っています。（34ページ参照）

⑥ 公共施設における節電の取組

本市では、東日本大震災以降、電力の安定供給確保のため、国の要請に基づいて公共施設の節電に取り組んでいます。また、国の要請期間終了後も節電を継続、施設の設備を省エネ効果の高いものに更新するなどの対策を行っています。

平成27年度は、基準年（平成22年度）と比較して夏（7月～9月）は12.2%、冬（12月～3月）で8.1%の最大需用電力を削減しました。この他、市民には広報やホームページへの掲載、北海道から配布された節電ポスターとリーフレットを公共施設に掲示、備え付けて節電の呼びかけを行いました。

3 パートナーシップの形成

(1) 環境政策の形成に関する市民参加

本市では、環境や廃棄物などに関する重要事項を調査審議する各種審議会の委員を公募しています。また、鉧路市環境基本計画などの策定に際しては、アンケートの実施や市民の意見を聴く会を開催するなど、市民の意見を計画に反映するよう努めることとしています。

表3-6-8 環境に関する審議会の公募委員数

名称	委員数	うち公募数
鉧路市環境審議会	18	2
鉧路市廃棄物減量等推進審議会	16	1
鉧路市上下水道事業審議会	15	2

(2) 市民参加による環境保全活動

環境問題を解決するためには、市民参加を推進し、市民・事業者・市民団体等とパートナーシップの形成を図ることが重要です。本市では、多くの市民団体がそれぞれの視点で環境保全活動を行っています。

表3-6-9 環境保全活動を行う市民団体等

名称	活動内容
各種清掃活動	連合町内会などが中心となり、春の一斉清掃や秋の自主清掃を実施しています。また、「鉧路市マチをきれいにする推進協議会」では、ボランティアの参加者を募り、「春探湖クリーン作戦」「ごみひろい隊会」などの清掃イベントを行っています。（42ページ参照）
鉧路市クリーンパートナー制度	本市では、道路などの清掃活動について、区域を決めてボランティアに委任する「鉧路市クリーンパートナー制度」を設け、平成13年度から実施しています。（43ページ参照）
公園里親制度	本市では、清掃や草刈などの公園の美化活動について、区域を決めてボランティアに委任する「公園里親制度」を設け、平成13年度から実施しています。（38ページ参照）
ハマナス群落の復元	大楽毛海岸の豊かな海岸植生を復元するため、昭和63年から、市民団体などの参加を得ながら、ハマナス苗を植栽しています。（10ページ参照）
鉧路シャケの会	シャケの稚魚の放流を通して、鉧路市の環境や自然問題を考え、地域の子どもの健全育成を目指す活動を行っています。
エコネットくしろ	平成10年11月結成以来、地域を軸にしながら自然環境の保全、資源・エネルギーの節約に関わる学習・見学を重ね、割りばしの回収、段ボール箱による生ごみの堆肥化、和服のリサイクルバザーの開催などの実践活動の他、くしろエコフェア、くしろまなトピアなどでの市民への啓発活動も行っていきます。
NPO法人鉧路湿原やちの会	主に鉧路湿原の成り立ちから今を、そして湿原の果たしている役割や人が受けている恩恵などを自然解説を通して道内外の観光客や外国人へ伝えています。
鉧路自然保護協会	鉧路湿原をはじめとする鉧路地方の自然環境や文化財の保護、保全を図るために、調査・研究等を実施して必要な提言を行うとともに、住民に対する普及・啓発活動を実施しています。
桜育ての親実行委員会	花や緑の基本は土にあります。有機の完熟牛糞堆肥を市民に頒布会を実施しています。また「花と緑の応援基金」を運営し、公募・公開審査して緑化団体への支援を行っています。直接的に春探の森創生事業、サクラ主事業、魚河岸碑花壇整備事業などの支援も行っています。

<p>(一社) くしろソーシャルデザインネットワーク</p>	<p>環境保全、再生可能エネルギー、域内循環及び地域資源活用などを基調とした「持続可能な地域づくり」に寄与する事業を展開しています。また、再生可能エネルギー普及に関する学習会開催や政策提言のほか、地域協働にもとづいた太陽光発電設置のモデル事業「くしろ協働発電所プロジェクト」などの活動を実施しています。</p>
--------------------------------	---

(3) 国、北海道、他の地方自治体との連携

本市は、釧路湿原の保全などの自然協保全や公害防止などの生活環境保全をはじめとする幅広い分野において、国、北海道、他の地方自治体との連携や協力の下に、環境保全の施策を推進しています。